

## **[事案 2025-61] 入院給付金支払等請求**

・令和 8 年 2 月 2 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2025-62] [事案 2025-63] [事案 2025-64] [事案 2025-65] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

重大事由により契約を解除され、入院一時金等が支払われなかったことを不服として、入院一時金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 6 年 5 月に大腸内視鏡検査のため入院したため、令和 6 年 3 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 令和 6 年 5 月に受診した医師の診断により、大腸ポリープおよびその切除手術のため入院を余儀なくされた。
- (2) 集中加入を理由とした契約解除は、契約締結時に説明がなく、また、約款にも明示されておらず、保険契約者にとって全く予見不可能なリスクである。保険会社が、集中加入を重要視するのであれば、そのことを契約時に説明して、保険契約者の判断材料とする責任があった。
- (3) 保険会社が、本契約について私が支払った保険料を返還しないことは、不当利得に該当する可能性が高い。保険会社の都合で、契約を遡って無効とするのであれば、それ以前に支払われた保険料は全額返還されるべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時において、集中加入による重大事由解除を説明することまでは求められていない。また、集中加入による重大事由解除については、約款に規定されている。
- (2) 当社は、「申立人は、当社を含め 10 件の医療保険に加入しており、そのうち 9 件が、令和 6 年 2 月から 3 月までの間に集中していること。」「集中加入から 2 か月後に、今回の入院に及んでいること。」等の内容を考慮して慎重に検討した結果、約款の規定に該当するとして、重大事由による解除を行った。
- (3) 契約解除の効力は将来に向かってのみ発生することから、解除の効果が生じるまでの保障は有効のため、保険料の全額返金には応じられない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。